明治20年代前半期の師範学校と小学校における 手工科の実施状況に関する考察

―― 北海道・東北6県連合学事会議における小学校教育をめぐる議論の考察・その3 ――

A Study on Practice of Manual Arts (Shukôka) in Normal- and Elementary School in the First Half of 20's of Meiji-Era

麻 生 千 明

Chiaki Asoh

はじめに

1891 (明治24) 年8月に青森で開催された北海 道・東北6県連合学事会議における討議題,談話 題に関する考察の一環として、前稿(1)では高等小 学校で「土地ノ情況」によって加設し得るとされ た実業科(農業・商業・手工)のうち、特に農業 科と商業科の実施状況について考察した。本稿は, その続きとして「手工科」の実施状況について考 察するものである。手工科は1886 (明治19) 年に 導入され、明治20年代前半に普及がはかられた教 科であるが、当時の「手工科」については、欧米 よりの紹介移入,実施状況,展開過程等につい てすでに多くの先行研究がある。ゆそして 1887~9(明治21~3)年頃を普及のピークに,以 後廃止、衰退の傾向がみられたことが指摘されて おり、(再び本格化するのは明治20年代後半の井上 文政期,そして明治30年代以降は中等教育として 普及、定着していく)その衰退要因についても考 察がなされている。したがって、そうした手工科 の導入,展開に関する基本的な動向はおさえられ ても、一体明治20年代前半期の師範学校や小学校 において手工科の普及状況、実施状況といった実 態面の考察は、必ずしも充分ではないように思わ れる。本稿では、北海道・東北6県連合学事会議 における手工科に関する談話題とそれに対する各 県の状況報告を手がかりに,教育雑誌の学事報道 や地方新聞等を主資料に、明治20年代前半期にお ける手工科の実施状況について考察することにす る。なお手工科の展開(普及、廃止、衰退)に関 しては, 手工科の趣旨, 父兄層の受容, 小学校に おける実業教育をめぐる論説動向等についての考 察が必要であるが、紙数の関係で、その考察については次稿でまとめる予定である。

1. 手工科の導入と手工講習会の実施

前稿(注(1)掲出拙稿)で考察したように、北海 道・東北6県連合学事会議においては、高等小学 校における実業科(農業・商業・手工)の実施状 況に関する談話題(山形県提出)があり、それに 対する各県委員の報告では手工科の実施状況にも 言及されていた。それら報告によると手工科は北 海道を除いて東北各県ではほとんど実施されてい なかった。ところでその学事会議においては特に 手工科に関して、岩手県より「第八談話題」(「師 範学校ノ手工科ハ金工ヲ課スルノ場合ニ於テ如何 ナル設備ヲ要シ如何ナル程度方法ヲ以テスヘキ ヤ」) および「第九談話題」(「各小学校ニ手工ヲ課 スルニ方リ尋常科ヨリ設クヘキカ将タ高等科ヨリ 設クベキカ又何年級ヨリ始ムルヲ可トスルヤ其目 的程度方法如何」)が提出されていた。前者は師範 学校の手工科における金工の実施に関する問題で あり、後者は小学校において尋常科、高等科のい ずれより、また何年級より実施すべきか、および その目的、程度、方法如何を問うもので、それら 談話題は当時の手工科の実施をめぐる問題状況を 端的に反映するものとみることができよう。「第 八」および「第九」談話題の背景として、ここで 手工科に関する法制史を瞥見しておこう。

前稿でも述べたように、小学校における実業科は1881 (明治14) 年の「小学校教則綱領」第26条⁽³⁾に、「土地ノ情況」により「農業」「工業」「商業」の初歩を授け得ることが規定されたのが最初であるが、「手工」という科目名称は1886 (明治19) 年

の「小学校令」において初めて登場,高等小学校における加設科目とされた。(4) そして同年5月の「文部省令第9号」(「尋常師範学校ノ学科及其程度」)により師範学校において男生徒に課する科目とされ、その内容については第2条に「手工ハ木工具金工具ノ種類用法等及工業上ノ理財ノ要略」(5) と規定された。さらに1890(明治23)年の「小学校令」においては尋常小学校においても加設し得ることとなった。(6) そのような法的整備状況のもと、手工科の実施状況に関しては、談話題に提示されたような事柄が特に注目されたと考えられる。

1886 (明治19) 年に初めて登場した手工科は、 わが国においては全く未知の教科であり、その教 科の趣旨や実施方法に関しては少なからず当惑を 招いたようである。「小学校ノ手工科」と題する『教 育報知』の「社説」に「我文部省茲ニ見ルアリ先 年(1886年…引用者注)令ヲ布キテ小学校及ヒ師 範学校ニ手工ノ科ヲ置テ以テ学理ト実業ト共ニ修 メ並ヒ進マシメントスルノ端緒ヲ開カル然レトモ 手工科ヲ此等学校ニ課スルコトハ我邦ノ創始ニ属 スルヲ以テ未タ如何ナル手工ヲ撰択シ如何ナル順 序ニヨリ如何ナル方法ヲ以テ之ヲ実施スヘキカニ 至リテハ講明スルモノナク其ノ科目アリトイへト モ之ヲ実施スルノ場合ニ至ラザリシハ豈亦遺憾千 万ナラスヤ」(**) (傍点引用者) と述べられている。 したがって先ず手工科の趣旨について教員の理解 をはかるべく1887 (明治20) 年夏, 5週間の日程 で手工講習会が東京職工学校で開催された。その 模様については1887(明治20)年の『文部省年報』 に次のように記述されている。

六月二十四日尋常師範学校ノ手工科ハ目下新設ニ係リ実施ノ便ヲ得サルモノアリ因リテ本年夏期休暇中五週日間ヲ期シ該科ノ教員タルヘキモノヲシテ先ツ木工具ノ種類及ヒ用法等ヲ実地ニ就キ講習セシムルノ目的ヲ以テ東京職工学校内ニ於テ手工講習会ヲ開設スヘキニョリ庁府県尋常師範学校ニ於テ未タ相当ノ手工科教員ナク且ツ本年ニ在リテ教員養成ヲ必要トスルモノハ物理併ニ用器画ニ通スル適当ノモノー名ヲ派遣スルカ若クハ自費ヲ以テ出京セシムヘキ旨ヲ学務局長ヨリ北海道庁府県

ニ涌知セシム

廿八日文部省参事官服部一三,同手島精一,帝国大学書記官正木退蔵,工科大学教授山田 要吉,同助教授阪田貞一,高等師範学校教諭 桜井房記,東京商業学校教諭上原六四郎,東京職工学校雇多賀章人ニ手工講習委員ヲ命ス(明治20年)⁽⁸⁾

講習会は3年間実施されるが、翌1888(明治21)年の『文部省年報』にも手工科講習の状況について次のように報じられている。講習内容は木工が主で、2年目は金工もおこなわれたが「梗概」の「講授」のみであった。

(九月)十四日尋常師範学校ニ於テ手工科実施ノ便益ヲ図リ該科ノ教員タルヘキモノヲ招集シテ前年来手工講習会ヲ開ク〕両度ニ及ヒシカ毎度僅々ノ日数ニシテ其ノ講習固ヨリ不充分ヲ免カレス特ニ金工ノ如キハ本年始メテ其ノ梗概ヲ講授セシニ止リ其ノ実修ハ未タ之ヲ施サス因リテ前両度ノ例ニ倣ヒ来年ヲ以テ更ニ手工講習会ヲ開キ右不十分ノモノヲシテ漸ク周密ナラシムヘキ旨ヲ普通学務局長ヨリ府県ニ通知セシム(9)

なお, その手工講習会の模様については『大日 本教育会雑誌』に、より詳しく報じられている。 そこでは、普通教育に農業と手工を課することの 利は「欧州各国ノ通論」(10)になっているが、わが国 では1886 (明治19) 年に初めて導入、「然ルニ其手 エニ至テハ如何ニシテ之ヲ実施スル乎或地方ニテ ハ之ニ着手セル所アルヤニ聞ケトモ其果シテ適当 ノモノナルヤ否ハ未タ知ルヘカラサルナリ (10) と いった状況であった。実施が困難な原因のひとつ は手工教員の絶対的不足にあることから今回の講 習会実施となった経緯が述べられ、「此挙ハ尋常師 範学校ノ一科タル手工科ヲ汎ク全国ニ普及セシム ルノ第一着手」(10)と述べられる。そして北欧の,木 材に富むスイスの「ナース」手工師範学校におけ る木工を主とした講習の時間と実施例について紹 介し、「本邦亦木材ヲ用フルハ一般ノ習俗ニシテ国 内到處木材ヲ得ルニ難カラス故ニ手工ノ第一着ニ 木工具ヲ以テスルハ実ニ其当ヲ得タルモノニシテ

将来実施ニ着手スルモ必ス之ヲ以テ先トスヘキナリ」(10)と、わが国においても、原材料という点から木工を主とするのが適切であると述べており、木工を主とするわが国の手工の実際と対応している。そして各府県から派遣された講習員38名の名前も列記されている。

下野熊太郎(北海道庁),大沢弥治(東京府), 浅井得治郎(大阪府),田中畎三郎(神奈川県), 秋山保 (兵庫県), 西敬 (長崎県), 杉浦忠昌 (新潟県),三刀谷扶綱(埼玉県),鈴木棟一 (群馬県),小池民治(千葉県),鳥居烋夫(茨 城県), 三和慎之助(栃木県), 藤井升蔵(三 重県),小笠原利孝(静岡県),亀井義六(山 梨県),和田繁太郎(滋賀県),熊谷釟吉(岐 阜県), 中根明(長野県), 伊藤雅夫(宮城県), 赤木周行(福島県),梅村次修(岩手県),森 谷辰三(青森県),市川力蔵(山形県),日置 勝驥(福井県),鈴木昌三郎(石川県),浅尾 重敏(富山県),山本亀三(鳥取県),牧辰次 郎(岡山県),伊藤義三郎(山口県),富樫東 十郎 (広島県), 吉村源之助 (和歌山県), 田 中棟八 (徳島県), 伊東龍次郎 (佐賀県), 野 村成次郎(大分県),松山一応(宮崎県),志 田貞三(島根県),宇津忠雄(熊本県),柿崎 松太郎 (高知県)(11)

なお上の38名に加えて高等師範学校雇滝沢賢四 郎、その他、学校の都合により自費で参加した者 若干名であった。講習は8名の講習委員のうち東 京職工学校教授の山田と坂田、東京商業学校教諭 の上原,東京職工学校教員の多賀の4名で担当。 講習は7月26日に開講,講習時間は毎日午前8時 から午後4時まで。講習の課程は大別して図学。 木工具, 手工授業法および実習の4種とし, それ らの担当者と詳細な講習内容が記されている。最 初の2週間は午前は講義,午後は製図,第3週目 から講習員を2グループに分けて交互に午前、午 後に木工実習と製図を実施。講習は8月29日に終 了,8月31日には森文部大臣以下,渡辺帝国大学 総長, 辻文部次官, 浜尾学務局長, 野村, 中川, 小杉,川上の4人の視学官,船越千葉県知事,篠 崎新潟県知事等も臨席して証明書の授与式もおこ

なわれた。(11)

森文部大臣の演説のなかで、各講習員がそれぞ れの県において手工科実施の見通しを問うたのに 答えて, 新潟, 神奈川, 山梨の講習員は, 師範学 校では生徒も勉強して従事しているので実施し得 べくも、小学校に実施することは困難であると答 える。広島の講習員は「昨年九月以来手工農業ヲ 実施セシニ其始ニ於テハ生徒異様ノ感覚ヲ懐キタ レトモ今日其結果ヲ見ルニ及テ大ニ進歩セリ一般 小学校二実施スルハ困難ナルヘキカ故ニ先ツ付属 小学校ヨリ施行セン」(12)と答えている。長野県の 講習員も、小学校での実施は困難であるが、今回 の講習により「委員方ノ勉強ニテ相当ニ修メ得タ ルヲ以テ帰校ノ上ハ大工ヲ雇ヒ実施セントスル見 込ナリ」(12)と答えている。それら各講習委員の回 答を受けて森文部大臣は「現今小学校ニ手工ヲ課 スルノ困難ナルハ皆同論ナリ併シイツマテ此時勢 ノマ、二差置キテヨキカ早ク此時勢ヲ変セサルへ カラス講習会ハ乃チ此時勢ヲ変スル種子ヲ播キタ ルモノナリ諸子ハ此心得ニテ実地ニ臨ミ手工ヲシ テ漸々コト新ラシクナクナル様ニセサルヘカラ ス」(12) と手工を普及実施していくうえでの講習員 の使命の重大さを訴え,最後に今日の日本の教育 において大切なことは「虚用」でなく実用、実用 の人を作ることが緊要であるとし、「手工ヲ課スル モ作文習字ノ風ニテハ全ク徒労ニ属スルナリ」(12) と注意している。以後、手工科は、各地方におい て師範学校から付属小学校, そして高等小学校, 尋常小学校と順次普及がはかられていくことにな るが、その普及において各府県からの講習員の尽 力がみられた。例えば石川県の鈴木昌三郎は, 県 下小学校教員に3週間の講習をおこなったようで あるが、(注(2)掲出原正敏論文) 宮城県において は、1887 (明治20) 年9月17日、大日本教育会宮 城県支会第五常会が仙台区東二番町高等小学校に おいて開催された際, 手工講習員として参加した 伊藤雅夫は,西欧における手工科の起源は1500年 代に兆し, 手工科を小学校の組み入れた始祖はペ スタロッチーであること, 以後次第に改良を加え 「今日ハ西洋諸国―トシテ此科ヲ普通科ニ編入セ サルコナキニ至レリ我邦ニ於テハ未曾有ノ学科ナ レハ此科ハ何故ニ必要ナルカヲ研究スルコソ今日 ノ急務ナルヘシ」(13)と演説したことが報じられて いる。その他、雑誌論説等に、上記講習員の名前がいくつかみられる。

次に北海道・東北6県連合学事会議における手工科に関する談話題をめぐる各県委員の報告を手がかりに、師範学校と小学校における手工科の実施状況について考察することにする。

2. 師範学校における手工科の実施状況

(1) 学事会議における「第八談話題」をめぐる 各県委員の報告

北海道・東北6県学事会議における岩手県提出の「第八談話題」(「師範学校ノ手工科ハ金工ヲ課スルノ場合ニ於テ如何ナル設備ヲ要シ如何ナル程度方法ヲ以テスヘキヤ」)に対する各県委員の報告をみてみることにする。

まず提案県である岩手県の清川委員が、本題の 前に、そもそも師範学校の手工科において金工を 課する必要性如何が問題であるとし、「本員ノ見込 ニテハ別段課スルノ必要ナカルヘシト思フナ リ(14)と述べる。福島県の中村委員も「福島県ニ於 テハ其必要ヲ感セス」(14)と同意し、「目下木工ノミ ヲ課スルモ尚ホ時間少クシテ充分ニ行ハレサル位 ナレハ之ニ加フルニ金工ヲ課スルヿハ実際覚束ナ キコトニシテ若シ課スルトセハ木工金工孰レモ精 錬に至ラス」(14)と木工の実施さえも十分でない現 状を述べて,金工の実施には反対している。青森 県尋常師範学校長の伊藤も福島県と中村委員と同 意見であると述べ、「只金工ノ尤モ簡易ナルコト及 チ蠟付ケ位ハ課セント思フナリコレハ農業ノ道具 位ノ少破ヲ修繕セシムル為メナリ」(14)と、農具の 修繕など金工の多少の有益性は認めている。山形 県の関原委員、宮城県の浅井委員も同様、金工の 実施には否定的である。秋田県の庵地委員は「秋 田県ニ於テモ目下金工ハ課セス併シ追々器械等充 分整理セハ該科ヲ課セントスルナリ₍₁₄₎と目下金 工は実施していないが、将来の実施にやや前向き の姿勢を示している。北海道の山名委員は「北海 道ハ実業ノ土地ナレハ手工科ヲハ大ニカヲ尽シテ 奨励スルノ必要アレトモ木工ノ如キハ稍精錬ニナ リシト自信スル所ニシテ金工ヲハ今ヨリ科セント 思へり故ニ本年ヨリ器械買入ニ着手セルカ其程度 ノ如キハ未タ定ムルニ至ラス」(14)と、手工科に力 を入れており、金工の実施にも極めて意欲的であ った。このように各県委員の報告をみると、北海 道を除いて東北各県は、金工の有益性は多少認め つつも、木工の実施も十分ではない現況において、 金工の実施には否定的な見解が支配的であった。 ところで全国的にみて、当時、師範学校における 手工科の実施状況は一体どのようであったであろ うか。次に『大日本教育会雑誌』記事を主資料に 考察してみる。

(2) 『大日本教育会雑誌』における手工科実施状況の報告

明治20年代初頭の『大日本教育会雑誌』に、尋 常師範学校における手工科の実施状況についての 報告が掲載されている。その報告は、1887 (明治 20) 年,東京職工学校において開催された手工講 習会に参加したメンバーに、それぞれの府県の尋 常師範学校における手工科の実施状況について報 告を求め、その報告を掲載したものである。同雑 誌の90号と91号に、それまで報告を寄せた21府県 について, 師範学校における手工科の学年ごとの 生徒数, 教員数, 手工の種類, 図画と手工の関係, 工場の規模、道具の種類および貸付方法、手工科 に関する費用, 手工科実施の景況, 手工科実施以 来の生徒の気風、小学校への実施方法等の項目で 一覧表にまとめられている。まずそれを資料に、 手工科生徒数、教員数、手工の種類について整理 してみた。

①手工科生徒数(15)

Я	守	른	4	年	3	年	2	年	1	年	合	計
東	京	府	9		17						26	
神	奈川	県	1	4	11		20				45	
兵	庫	県	2	9	33		25		43		130	
新	潟	県	30		3	9	43				112	
埼	丢	県									3	2
茨	城	県			29		34		32		95	
三	重	県									5	6
愛	知	県	1	7	2	26					4	3
静	岡	県	1	1	2	27	2	8			5	6
長	野	県									9	9
宮	城	県	2	24	2	8	2	5	3	30	10)7
Щ	形	県	19		26		40				8	5
福	井	県	13		2	4	3	3	2	24	9	4
Щ		県	13		2	1	2	5	2	25	8	4

和歌山県			30	45	75
徳島県	22	25	47	43	137
佐 賀 県	9				9
熊本県	16	33			39
鹿児島県	9	25	27	29	90
青 森 県	10	18	19		37
福島県			18	31	49
合 計	245	382	414	302	1343

②手工科の教員数(15)

教員数は,各尋常師範学校とも正教員1名,助 手1名より多くはない。助手は大工,指物師,画 工等。

③手工の種類(15)

府	f J	무	手 エ の 種 類
東	京	府	3年生は普通木工具,金工具の種類,構造, 用法,修理方,木材接合法,材料用法並び に講義,4年生には実修。手工の種類は木 工のうち幾何形体接合,簡易の指物類等
神	奈 川	県	木工のうち専ら指物細工に属するもの、お よび旋盤細工等。金工は23年度より実施
兵	庫	県	木工のうち指物を主とし、1,2年生は既定の模形製図に依りて寸法、格好等同一のものを教師命令して作らしむ。3,4年生は各自の意匠に任せる。
新	潟	県	木工日用品
埼	玉	県	木工のみ施行。明治22年後期はまだ旋盤を 使用せず。
茨	城	県	製図木工
Ξ	重	県	指物および轆轤細工
愛	知	県	指物および物理器械
静	岡	県	現今は木工のみ
長	野	県	木工のみ
宮	城	県	指物厚紙細工.
山	形	県	木工
福	井	県	指物
Щ	П	県	指物および木工の一部,金工はただ講義の み
和	歌山	県	木工のうち指物類また種々の幾何形体接合 等を作らしむ
徳	島	県	木工のうち指物, 旋盤細工
佐	賀	県	木工,竹細工,旋盤細工等
熊	本	県	木工のうち教授用具および家具
鹿	児島	県	木工のうち主に指物類, ほかに紙細工およ び簡単な製造法を課す
青	森	県	指物
福	島	県	指物および轆轤細工

北海道・東北 6 県学事会議における各県委員の報告においても、北海道のみは金工の実施に意欲的であったが、東北 6 県は木工さえも十分でなく金工の実施まではとても考え及び得ないことが述べられていたが、それはほぼ全国的な状況でもあったと言えよう。上表をみると金工については神奈川県が1890(明治23)年より実施予定、山口県が金工の講義のみ実施とあるが、それ以外はほとんど木工である。次は『東京茗渓会雑誌』掲載の福井師範学校に関する報道記事で、金工も実施していたようである。

手工科 本校ニテハ男子第一年生ニ金工第二年生ニ木工ヲ課セシニ技術大ニ進歩シ本年一月文部省ニ郵送セル諸製造ハ故大臣ノ賞賛ヲ博セリ女子ニハ裁縫ノ外ニ編物ヲ課セントス付属校ニハ尋常高等通シテ之ヲ課セリ就中尋常一二学期ニ課セシ者ハ幼稚園ニ於テナスモノナレトモ未ず幼稚園ヲ経過セザル生徒ナリシヲ以テ斯ノ如クセシモノナリ今後幼稚園ヲ経テ来ルモノヨリハ多少変更スル積ナリ(16)

そして「当年四月以前ニ制作セル物」(16)として 貼紙細工,紙折り,紙切り,厚紙細工,針金細工, 粘土細工,小刀細工,木工,金工等の作品例が図 示されている。なお次に述べるように石川県では 金工が実施されており,石川県をはじめ実業教育 が極めて盛んな北陸地方では金工までも実施して いたようである。

④手工科実施の影響(生徒の気風の変化)

各府県からの報告には「手工科実施以来ノ生徒ノ気風」という項目もあり、生徒たちの手工科に対する受け止め方についての報告されている。それらを通覧すると、概ね生徒たちは、作業を伴う手工科の授業については喜び歓迎する傾向があったと言えそうである。以下摘記していくと、岐阜県では1887(明治20)年11月より実修を開始、生徒は「概見スルニ実修ヲ好ムノ風アリ。該時間ニ達スルヤ先ヲ争フモノノ如シ」⁽¹⁷⁾と、また金工について「一般ノ生徒ハ金工科ノ設置ヲ希望スルモノノ如シ」⁽¹⁷⁾と報じている。

次に徳島県では実施以来日は浅いが、「器物ヲ製

作セシムルニ方テハ之ヲ好ムコト真ニ意外ニ出 テ、只可成時間ノ多カランコトヲ欲スルモノノ如 シ」⁽¹⁸⁾ と、意外にも生徒は器物の製作を喜ぶ風を 伝えている。

広島県では「従来我国ノ書生ノ有様タル学問トハ政治、法律、文学等ニ限レルガ如ク思ヒ、実業的学術ノ精神ハ極メテ淡泊ニシテ従テ実業ヲ軽視スルノ風習アリキ」(19)と実業軽視の風潮が支配的であり、「是ヲ以テ昨年尋常師範学校ニ於テ農業、手工両科ノ実施ニ着手セシ当初、生徒異様ノ感想ヲ懐クモノアリシ。然レドモ其薫陶ヲ受クル一年有半、今日稍其成果ヲ見ルニ至リテハ、大ニ其香味ヲ覚へ必要ヲ感ジ、他ノ学科ト等シク共ニ平衡ヲ保チ益益之ガ講究ニ孜孜タリ」(19)と、従来の弊風が変化しつつある状況を報じている。

長野県では実施以来わずか2カ月であるが、「元来本校生徒ハ農業実検ノ如キハ喜ンデ之ヲ修メ更ニ嫌厭スルモノヲ見ザリシガ、今又手工科ヲ授クルニ方テモ一人ノ之ヲ厭避スルモノアルヲ見ズ、皆喜ンデ之ヲ履修セリ。コレ珍ラシキ学科ナリト云フ感念ヲ生セルニモ依ルベシト雖ドモ亦本校生徒ノ此科ノ有益ニシテ且ツ愉快ナルヲ感セルニ依ラズンバアラズ。手工時間ノ報ヲ聞クヤ生徒ハ勇ンデ工場ニ入リ労働シテ怠ラサルカ如キハ喜フへキ一美風ト云フベシ」(20)と、元来農業を尊ぶ地域性であるが、手工の導入によって一層喜んで履修していることを報じている。

青森県では1886(明治19)年9月より手工科を実施,当初は「唯名称ヲ存スルニ過ギザルノミ」⁽²¹⁾といった状況であったが,次第に実施方法も明確にし,1年後には「手工ヲ嗜好スルハ一般ノ気風ニシテ倦怠ノ色現ハレズ,加之九月以来ハ同一物ヲ一人ニ一個ヅツ製作セシメタルガ故ニ,製作ノ遅速ヲ争フヨリハ寧ロ精粗ヲ競ヒ,日曜日又ハ散歩時間ニモ手工ニ就カンコトヲ請フモノ多シ。是競争ノ点アリト雖ドモ亦手工ノ愉快ニシテ困苦ヲ感ゼザルガ故ナラン。」⁽²¹⁾とその効果があらわれたことが述べられている。また「当県ノ如キ雪国一年夏冬二季トモ云フ可キ土地ニ於テハ,夏季ハ農業,冬季ハ手エトシテ二時間連続就業セシムルモ,亦一ノ便宜ナラン」⁽²¹⁾と雪国的状況に即した実施法を提言している。

富山県でも正課時間の不足と生徒自らの工夫を

養成させるため手工自修時間を設けたが、「生徒好ンデ之ニ従事スルガ如シ」⁽²²⁾と、また三重県でも手工実施以来半年経過したが、「生徒ハ皆悦テ実修ニ従事シ、毫モ之ヲ厭フノ気風ナシ」⁽²²⁾と報じている。

北海道は、中川視学官の視察と演説にもみられたように、農業をはじめ実業を重視する土地柄であったが、「当校ハ農業科ヲ既ニ久シク実地ニ施行セルヲ以テ生徒ハ敢テ実業ヲ軽蔑スルノ風ナシ、故ニ今回ノ手工科ノ如キモ大ニ好ンデ之ニ従事セリ、即チ時間ノ至ルヲ遅トシ該時ノ終ルヲ早シトスルノミナラズ、余暇ニ於テモ尚ホ従事センコトヲ望メリ、故ニ更ニ管理ノ法ヲ立テ一時乃至ニ時間ノ自習ヲ許スコトアリ。此学科ノ実施以後若シ器具(工具ハ勿論)ヲ破損スル等ノ事アラバ自ラとが修繕ヲ乞フニヨリテ便益少少ナラズ、又凡テ何物タルヲ問ハズ機械ニアレ器具ニマレ深ク視察推考シテ理ノ当否ヲ研究シ、或ハ自ラ擬作スルノ風ヲ顕セリ。」(23)と手工科にも喜んで従事していることを報じている。

石川県も実業が重視された地方である。1888(明 治21) 年1月より初めて金工を科し、生徒に実習 させたこと、その内容は鉄葉細工から真鍮、鉄、 銅細工に移る。製作品は石鹼箱, 巻煙草吸殻入, 摺付水挟, 真鍮火箸, 柄付火箸, 鉄火箸, 西洋錠 前等数種。近い将来は鋳物, 刃物製造に従事せし める希望であること。また農業科において使用す る工具(鍬, 鋤など)刃物の修繕は年に1度は必 要であるが,それらの修繕を金工において生徒に 修繕させなど経済上の利益も大きいと述べ、「当県 下ノ如キ農業地ノ多キ所ニ於テハ他日業ヲ終ヘ職 ヲ教師ニ奉スルニ当リ生徒ニ実修セシムル場合ニ 於テモ教師手ヅカラ修繕ヲ加フルコトヲ得ルガ為 メニ甚ダ便利ナルノミナラズ従フテ工具ヲ鄭重ニ 使用スルニ至ルノ習慣ヲ養成スルニ足ルベシト考 へり。₍₂₃₎と手工教育の効益と重要性を指摘して いる。

山口県では1888 (明治21) 年10月より実施。工 具等の準備の都合上,1889 (明治22年) 1月まで は手工上の講義をなし,2月,数種の工具を購入, 工場を設け,まず3年生(現4年生)だけ木工の 実業をはじめ,5月より現3年生(前2年生)の 実業を始めたが、「是レ迄生徒中間間実業ヲ軽視 シ, 之ヲ厭フノ風アリタレドモ, 現今ニテハ最早校内是等ノ気風全ク消滅セリ。加之大ニ実業ヲ喜ビ, 該時間ニ至レバ狂奔先ヲ争フモノノ如シ」⁽²⁴⁾と報じている。

和歌山県では「未ダ実業ニ就カシメザルヲ以テ明カニ生徒ノ気風如何ヲ知リ難シト雖ドモ,其喜デ業ニ就キ,従来ノ実業ヲ軽視スルノ愚ナルコトヲ悟ランコト今ヨリ断ジテ之ヲ保證スルヲ得ベシ。現ニ校舎ノ修繕,体操器械ノ装置等アリシトキ即チ直ニ大工所用ノ工具ヲ借リテ或ハ板ヲ削リ,或ハ木ヲ切断シ,或ハ穴ヲ穿チ,労働ヲ以テ反テ快楽トナスモノノ如クナリキ。又簡単ノ物理 器械ヲ見レバ則チ注視至ラザル所ナク,殊ニ斜面等ノ製作接合ニ注意セリ。」(24)と,生徒が次第に労働を愛好する傾向を伝えている。

富山県も同様に、手工科実施以来1年経過したが、「生徒ノ手術大ニ進歩シタルヲ見ル。」(25)と報じている。

以上,各県の報告を概括すると,手工科は初めての経験でもあり,当初はとまどいもあったようであるが,作業実習を伴う楽しさもあってか生徒たちは概して手工時間を歓迎し喜ぶ傾向があったことが指摘されている。そして手工科の普及実施により実業蔑視の気風も次第に変化し,勤労愛好の風が拡がっていったことが述べられている。

⑤小学校へ実施の方法

同報告には小学校への実施についての言及もみられる。「本校 (師範学校…引用者注) 二充分ノ成果ヲ得テ之ガ教師ヲ養成スル] ヲ得ルトキハ先ヅ之ヲ付属小学、高等生徒ニ課シ、漸次下級ノ生徒ニ及ボシ、遂ニ之ヲ県下小学校ニ普及セント欲スル也」(25) との和歌山県の報告にあるように、おおむね師範学校での実験を経てまず付属小学に試み、その後県下の高等および尋常小学校に実施していく方針は、ほぼ各県に共通しているが、その実施状況については各県かなりの相違がみられる。

実業教育の先進県石川県については「現今河北郡勉致小学校ニ於テハ削台旋盤其他一切ノ工具ヲ備へ実修セリ。又江沼中山小学校ニ於テモ同地ノ職工ヲ雇ヒ入レ旋盤ヲ使用シテ木地ヲ製シ, 之レニ下地塗ヲ為シ, 蒔絵ヲ付シテ売リ出スノ計画ヲ

ナセリト云フ。…尚ホ当時該科実施ニ着手スルモノ石川能美ノ両郡ナリ,日ヲ期シテ該科設置ノ運ビニ至ラン。」(26)とあり,また山口県でも「本県内地方ニヨリテハ最早各種ノ手工ヲ施設セシ小学校アリ」(26)とあるなど,すでに小学校での実施がみられる地方もあれば,まだ小学校への実施の見込みも立たないと報ずる県もみられるなど,地域によってかなりの相違がみられる。

また手工科の実施学年についての言及もみられる。すなわち岐阜県の報告に「小学校ニ於テ手工科ヲ課スベキ年級ハ尋常三年級以上ヲ宜シトス,何トナレバ従来ノ景況ニテ父兄ハ其子弟ヲ高等級ニ入ルル者稀ニシテ基ク所各職業ノ豫科ヲ修メシメント欲シ,争ツテ尋常ノ終ルヤ否大工左官火工等へ其子弟ヲ年季ニ出スヲ常トス。故ニ尋常科ノ中手エヲ加ヘバ実業思想養成上其利害得失判然タルベキナリ。」(27)と,高等科に進む生徒が極めて少なく,多くが尋常科を終えて年季奉公に出る現況において,手工科を実効あらしめるためには尋常3年級より課すのが適当であろうと述べている。

以上,師範学校の手工科について考察したが, 次に小学校における手工科の実施状況について考 察することにする。

3. 小学校における手工科の実施状況

(1) 学事会議における「第九談話題」をめぐる 各県委員の報告

北海道・東北6県連合学事会議における岩手県提出の「第九談話題」は、「各小学校ニ手工ヲ課スルニ方リ尋常科ヨリ設クヘキカ将タ高等科ヨリ設クベキカ又何年級ヨリ始ムルヲ可トスルヤ其目的程度方法如何」と小学校における手工科に関する問題であったが、それについての各県委員の報告についてみてみることにする。

この発題の趣旨について提案県である岩手県の委員清川は、各県の小学校においてそもそも手工科を課しているかどうか、また課すべきとすれば尋常科と高等科、いずれが適当であるかとの趣旨であると述べ、岩手県では「目下之ヲ課セス」(28)と述べる。次に福島県の中村委員は、「県下ニハ福島小学校其他二三校ノミ之ヲ行ヒ大半ハ行ハズ尤モ之ヲ行フモ高等科ヨリスル者多シ」(28)と県下の状況を述べ、目下付属小学校高等科で試みに課して

いるが、「設備未夕充分整ハス将来ハ高等科ヨリ課 セント思フ」(28)と述べる。ただし実施の成果如何 によっては廃止も考えられるし、良結果であれば 尋常小学科に課すこともあり得ると述べる。次に 青森県の伊藤委員が「本県ニ目下之ヲ課スルモノ アラズ」(28) と現況を述べたあと、課するとすれば 「尋常科ノ三四年ニ於テ之レカ豫備ヲ課シ高等科 三四年ニ於テ十分ニ之ヲ課スベシト思フナリ然ラ サレハ到底充分ノ結果ヲ得サルベシト思フ(28)と 述べている。山形県の関原委員は「目下之ヲ課ス ル所ナシ将来ノ事モ今之ヲ言フ〕能ハス」(28)と、 また宮城県の浅井委員は「目下之ヲ課スル所ナシ 将来ハ土地ノ情況ニヨリ之ヲ行ヒタシ尤モ之ヲ課 スルニハ尋常小学温習生ナレハ宜シカラン」(28)と 述べている。秋田県の庵地委員も「秋田県に於テ モ之ヲ課スルモノナシ」(28)と、手工科としての実 施はないが、同県では「農業科」として農業、商 業, 手工の3科を混然と実施しており, 「農業ヲ課 スル傍ラ之ヲ課シ居レリ付属小学校ニ於テハ試ニ 之ヲ行ハントセシカ······」(28) と現況を述べる。そ して将来的に実施する場合は「父兄ノ望ミニヨリ 幼稚園ヨリスルカ若シ之ノ設置ナケレハ尋常小学 一二年級ヨリセント思フ二番(青森県の伊藤委員 …引用者注) ノ説ノ如ク幼年ヨリ之ヲ科スルニア ラサレハ到底好結果ヲ得ル能ハサルベシ」(28)と, 父兄の要望等もあり、効果をあげるためには幼稚 園ないし小学校低学年から手工科を課する必要が あると述べる。

以上,東北6県の報告をみると,師範付属小学校を除く県下の小学校において手工科はごく一部しか実施されていない状況が報告されているが,北海道については,山名委員が「北海道ニ於テハ手工ノ名目ヲ付セス実業演習トシテ簡易小学校マテ之ヲ行フ将来モ益之ヲ行ヒ度考フルナリ」⁽²⁸⁾と「実業演習」の名のもとに簡易小学から高等小学に至るまで広く実施されており,かつ将来も益々盛んにしたいとの抱負が述べられている。すなわち手工科は北海道は「実業演習」との科目名で,秋田県は「農業科」の中で,また福島県では2~3の小学校で実施されていなかったようである。『教科教育百年史』(建帛社)にも「明治十九年に公布された「小学校,学科及其程度」を

見ると,高等小学校の加設科目として英語,農業,商業とともに手工科が設置されている。しかし実際には、当時の小学校で手工科を設置したところはほとんどなかったようである。」(29)と指摘されている。しかし、果たして小学校での手工科の実施状況の実態はどうであったのだろうか。次に明治20年代前半期の教育雑誌の学事報道や地方新聞等を資料に考察してみることにする。

(2) 手工科の実施状況——教育雑誌や地方新聞 を資料として——

教育雑誌の学事報道や新聞記事等をみると手工科の実施を報ずる記事は決して少なくはない。東北地方に限ってみても「師範学校ノ学科中尤モ注意ノ行キ届キタルモノハ手工科農業科博物科ニシテ…」(福島県)(30)、「聞クトコロニ依レバ七月中ハ日々一二時間ツ、農業手工等ヲ課シ…」(福島県)(31)「手工ノ教場ニハ生徒各自ニー箱宛ノ器械ヲ付与シ尚大鋸等ノ如キ共有ノ器械ハ其教場ニ供フ」(山形県)(32)等は師範学校に関する記述であるが、「山形県ハ手工を実行せるか頗る好進歩を見る」(33)は小学校を含めた状況とみられる。教育雑誌、新聞等に手工科の実施を伝える記事は、特に明治20~21年頃に集中している。

まず教育雑誌の学事報道中に手工科の実施を報ずる記事が散見される。例えば東京府下公立常盤小学校において,手工科が導入された1886(明治19)年に有志者の寄付金を募り,宏壮な手芸教場を設けたことが『教育時論』に報じられている。(34)また島根県邇摩郡第五番学区の温泉津小学校に関し,「実業園を置きて農業と手工教室と置きて小細工を試課せしが其小細工は意外の成績を得たりと云ふ」(35)との報道も同誌のものである。

『東京茗渓会雑誌』には、全国各地の茗渓会員からの学事報道が掲載されているが、神奈川県師範学校付属老松学校においては、高等科生徒に手工科を課しており、次のような各学年ごとの詳細な内容が報じられている。⁽³⁶⁾

手工科程度表

高等科一年 2時

紙折細工, 熨斗の折方, 紙鶴折方, 胡麻鹽包の折方等, 紙貼り細工, 封 筒, 燈蓋等の裁方及貼り方等, 切抜 細工, 字形, 紋形, 花葉等の製方

高等科二年	2時	原紙細工,幾何形体及各種の紙箱類, 紙綯り細工,土瓶敷,汗取り,煙草 袋及烟草筒等,竹細工,字衝き,紙 鳶,墨狭み,團扇,籃籠等
高等科三年	2時	籐細工,茶筒,炭取,昆虫類の形体 模造等,石羹細工,器具,動植物の 形体模造及人像等,木工初歩,器械 使用法及刃物研方及簡易なる木工
高等科四年	2 時	木工,日常の器具及簡易なる理科器 械

また次の記事は『東京茗渓会雑誌』に掲載された鹿児島県の学事報道(1892年・明治25年)で、 手工科と農業科の設置と実施が報じられている。

県下ノ小学校二於テ実業教育ハ盛ンナラザレトモ大島高等小学校(茗渓会員園田英吉氏ハ高等小学校長タリ)ニ於テハ手工科ヲ設ケ木工及ヒ木器陶ノ製造ヲ試ミル為メ広キ工場ヲ設立セシ由ナリ又農業科ヲモ設クル計画中ナル由ナリ南大隅ノ垂水小学校ニテモ既ニ農業科ヲ設ケシ由ニテ其他漸次各地ニ実業ノ行ハル、萌芽ヲ発セリ西囎唹郡敷根村高等尋常小学校ニテモ先般来農業科ヲ実地ニ試ミタル由ナリ(37)

同記事には前年11月には教育品展覧会も開催され、生徒の手工品等も陳列されたことも報じられている。大島高等小学校については同誌148号(明治28年)にも「大島ノ学校ニテハ。現今手工科ヲモ課シ居レリ。併シ僻村ノ簡易校ニ至テハ。往々不完全タルヲ免レサル所アリ。」(38)と報じられている。

また地方新聞にも、手工の実施を伝える記事が みられる。青森県北津軽郡五所川原は津軽平野が 広大に広がる穀倉地帯で、農業の盛んな地域であ るが、1887(明治20)年9月28、29の両日、五所 川原尋常小学校に於いて北津軽郡学事会が開催さ れ、「農業科」と「雑科」の設置が議定された。⁽³⁹⁾ そして1889(明治22)年2月5日刊の地元紙『東 奥日報』に「小学校の手工科」との見出しで五所 川原尋常小学校において「雑科」の中で「手工科」 が実施されたことが次のように報じられている。

北津軽郡五所川原尋常小学校に於てハ昨年よ

り正科教授時間外に雑科を設け其の中へ手工科を加へ生徒の手力智力及び感情を同時に練磨して此の三力を平均に成長せしむる主意にて日常用具を製作せしめ其の物品を昨年十一月同村に開設せる勧業品評会に陳列せしに来人の賞賛を得たるのみならず同会に臨まれたる本県書記官森昭治氏も同郡長富村地内の高されたる本県書記官森昭治氏も同郡長富村地内の流し生ずる姫苺を編ミたる簾は美麗にして流遺で大ひに需用に適すべく又これ等地方の遺利を取りて学校貯金の増殖を謀る教員其の人工夫とを併せて深く賞励せしより同校教員上、校正科は勿論手工科等の教授方法を改良上、校に手工科を置くの高矢なら乎(傍点引用者)(40)

同校の試みは「小学校に手工科を置くの嚆矢なら乎」と報じられている点は注目されよう。また五所川原村で勧業品評会が開催され、五所川原小学校生徒の製作品も出品されたことも報じられている。同校については、同年3月15日刊の同紙にも「五所川原尋常小学校」との見出しで次の記事が掲載されている。

同校は現在生徒三百〇五名にして五名の教員ありて主座訓導松山藤太郎氏は非常の熱心家にて目今教育上の急務は啻に生徒を教授するのみに止まらす之れか父兄たるものを教育するにありと云ふを目的とし孜々汲々其教育に怠らざるか故に目今は余程生徒も進歩せりと云ふ其他乳井寺嶋本多柴谷の四氏又教育を取て自ら任じ松山氏を助けて共に其労を取られ雑科の内へは手工科及ひ唱歌を加へ生徒の徳性を涵養し思想を高尚ならしめ脳力手指視力の働作を暢発し及ひ事物処理の順序を会得せしむる等を務とせり之れか為め生徒の父兄は学理を信ずること篤く町村制実施の暁を俟て同校を新築するの議ありと云ふ(41)

五所川原小学校においては「雑科」との教科名 称のもとで手工が実施されていたが、『教育時論』 に「小学校の雑科」と題し、群馬県尋常師範学校 付属小学校において「雑科」の名称において課さ れた内容が列記されている。すなわち尺度, 桝, 衡の使用法,時計,寒暖計,曆の視方,小よりの 捻り方, のしの折り方と用方, 進物の包み方, 各 種帳面の綴方、袋の製方、紙の裁方、書物や手紙 の封じ方, 障子紙や半紙袋のつぎ方, 障子の張替 や切張の仕方, はたきの造り方, 罫の引き方, 下 駄や草履の鼻緒のすげ方、縄の捻り方、荷物の造 り方,剪刀,小刀,髪剃等の研ぎ方,衣服の取り 扱い方、塵の払い方、皺の伸ばし方、乾かし方、 マッチの扱い方,雑記帳の記入ならびに計算方等, さらに火事や盗難予防の心得等が列記されてお り,要するに日常生活上の様々な実用的知識技術, および心得等であった。(42) すなわち手工は、「雑 科」との教科名称のもとで実施されたり、放課後 等,「正課」外の形で実施されるケースがむしろ多 かったように思われる。とすれば手工科は「正課」 には表れないとしても実質的にはかなり実施され ていたとも考えられる。

(3) 教育品展覧会等への生徒手工品の出品

上に紹介した五所川原尋常小学校の場合もそう であったが、 当時、教育品展覧会等が盛んにおこ なわれており、それらを報ずる記事は多い。例え ば青森県においては、1889 (明治22) 年8月29、 30の両日、弘前の高等小学校を会場に教育品展覧 会が開催、その模様が『東奥日報』に掲載されて いる。それによると両日は市内の各小学校は授業 休業にしたこともあってか参観人は「潮の寄する か如く当日の雨天にも凝りす開会の初日より引も 切らず詰め掛け」(43)るという有様であった。陳列 室は8室にも及び、第一室は電信局予備の器械一 組のほか「五所川原小学校其他村落小学校の書画 及手工品 (43), 第二室は「市中各小学校生の出品の みにて三面に書画を掛けならべ裁縫品毛糸細工の 類處狭しと陳列せられたり」(43)と生徒の製作品は じめ学校教授用具類が数多く陳列されたが、「何れ も見事の出来合にて参観人をして頗ぶる賞賛せし めたり」(43)という有様であった。同県ではまた南 津軽郡第一高等小学校においても1890 (明治23) 年10月7日から11日まで学芸品展覧会が開催さ れ,生徒の作文,習字,画学,英作文,英習字, 裁縫,編物,簿記,藁細工等,総数2605箇が出品 されたことが地元紙にも紹介され、「其出品就中編 物の如きは一目燦爛の美観あれと要するに虚飾に 趣き実用に適せさるもの多く反つて筵叺草履草鞋 縄等藁細工の如きハ小学生徒等が学修の余暇家内 に在つて製作する所に係るものにして会場の辺隅 に存在し之れに注目するもの甚た少しと雖とも是 れそ児童将来生計を立つるの基礎となるものなれ ば軽視すべくもあらぬものなるのみならず亦頗る 巧みにして用ゆべきものなりといふ (⁽⁴⁴⁾ といった 論評も加えられている。またそれらの作品は「小 学生徒等が学修の余暇家内に在つて製作する所に 係るもの」とあるが、特に第二地方部(東北6県 と北海道)は、冬季の積雪期に家内において手工 に携わるなど, 手工の好適地であることが中川視 学官の『復命書』にも述べられていた。(注(1)掲 出拙稿参照)手工は、学校の「正課」外ばかりか 帰校後や休日等の余暇に家において子どもたちが 製作に取り組むという実態もかなりみられたもの と思われる。北日本の積雪地では古来, 地元の産 物を材料とした工芸が極めて盛んであるが、そう した伝統は小学生徒の手工にも反映していたよう に思われる。

秋田県鹿角郡でも1891 (明治24) 年8月に小学 校生徒学芸品展覧会が開催された。出品中最も多 いのは習字で、次に女生徒の手工品、編物、刺繡 等で「何れも人目を惹けり」(45)と地元の『秋田魁新 報』に報じられている。そして「絵画もまた頗る 縦覧者の注目する処となれとも公衆の眼光未た画 趣を解して之を評謄するに足らさるか如し指頭に 関する技芸は将来益々発達すへき望あれとも之に 反して思想に関する学科の如きは甚た失望せさる を得さるか如し作文の一科其出品寥々として晨星 と一般なり」(45)と作文の出品は少ないこと、また 「手工品に於ても其実用に適する品甚た少くして 且つ極て幼稚なり」(45)などの論評が加えられてい る。また生徒の得意な作品にも地域性があり、「花 輪部は習字に長じ毛馬内部は絵画に巧なり花輪部 は編物に巧にして毛馬内部は刺繡に長せるが如し 作文に至りては固より甲乙する程の事もなきな り」⁽⁴⁵⁾と報じられている。

山形県西村山郡でも1885 (明治18) 年より年1 回教育品展覧会を実施,学事に関する表簿類,生 徒の技芸品,教授器械標本の類が陳列された。⁽⁴⁶⁾

富山県尋常師範学校でも1887 (明治20) 年9月

来,教育品展覧会を開催,生徒の文書類,手製品, 学校教授上の器具機械等が出品された。⁽⁴⁷⁾

長野県東筑摩郡の開智学校では構内に工場を設け工芸科即染色科木工科石工科及軽易の手芸科を設け、市下職業の有志家を集めて指導にあたらせたことが報じられているが、⁽⁴⁸⁾ 同郡の和田学校では校長の尽力により生徒の製作品展覧会を開催、麦藁細工が主で縦覧人は数千人にのぼったという。⁽⁴⁹⁾

群馬県西群馬郡高崎駅高等小学校では1887(明治20)年3月20, 21の両日,生徒製作品展覧会を開催,物理器械,作文,図画,揮毫,編物,裁縫等,いずれも平素の学習によって製作した物品が陳列されたが,「編物裁縫造り花等は最とも美麗にして手際の奇奇妙妙なるにて生徒の自製たるを狐疑する者無きに非ず之れが為めに生徒の父兄等及び三千有余の観客も大ひに教育の貴重なることを感悟せり」(50)と報じられている。このような学校教育のひとつの成果としての生徒の製作品展覧会などの催しは、父兄の学校への理解と啓蒙,就学率の向上に資するところが少なくなかったと思われる。

森文相は,日本の近代化,産業振興の意図から も実業教育を重視し、先述したように手工講習会 を開催するなど手工科の普及に意を注いでいた が、彼が1887 (明治20) 年10月下旬に九谷焼で有 名な石川県江沼郡大聖寺町を学事巡視、「錦城小学 校京逵小学校生徒実業科製作品即チ九谷陶器ノ着 画編物其他ノ手工品等ヲ一覧ニ供シ合セテ郡内各 小学校実業科ノ状況及目的并生徒貯金ノ状況及目 的等具二上陳シ大臣ニモ大ニ其目的趣旨ヲ称賛セ ラレ生徒製作品中左ノ品々ヲ買上ケラレ…翌廿四 日同地ニ滞在ニ付山中山代両小学校生徒製作品ヲ 一覧ニ供セシカ左ノ通買上ケラレ」(51)と,生徒の 手工製作品を一覧,かつそれら製作品を購入した ことが報じられている。続けて金沢工業学校開校 式に臨んだ際は「納富校長の案内にて「ハンカチ ーフ」其他工芸品等を順覧せられ親しく製作の模 様、教授の順序等を質問」(52) するなど、手工教育へ の関心と熱意は並々ならぬものであった。また翌 年に同県を巡視した久保視学官の復命書に「本県 小学校ハ専ラ実業教育ニ注目スルコト深ク且ツ町 村若クハ学校ニ学資蓄積金ヲ有シ年々増殖ヲ計ル モノモアリ」⁽⁵³⁾ とあり,さらに「農業手工等土地ニ適切ナル実業教育ヲ尋常科以上ノ小学校ニ課スルコト」⁽⁵²⁾ は今後の課題のひとつと記述されている。なお手工科は、学資貯蓄など経済的観点からもその実施が推進された。

(4) 手工科による学資蓄積

手工科は、特に財政基盤の脆弱な地方にあって は、学校資産の蓄積、就学奨励という意図をもっ て推進された。『岩手学事彙報』に「平倉簡易小学 における藁細工」と題する記事がある。同地方の 地質は田畑農業にも養蚕にも不適で、村民十中八 九はいろいろな小商をもって生計を立てており, 住民は学問を不要視したり経済的理由などから就 学意識は極めて希薄であった。したがって就学奨 励の意図のもと藁細工の手工を実施したところ 「寺ノ門前習ハヌ経文トヤラ頑是ナキ幼生徒サヘ 常二父兄ノ細工ヲ見慣レテ居ルモノカラ、巧拙ハ 兎ニ角一人モ得能ハヌトイフコトナク思ヒノ外ニ 収得モ多ク筆墨紙料ニ充テ尚ホ余リアルニ至リ今 トナリテハ父兄モ大ニ感喜シテ漸ク学校ヲ尊敬ス ルノ運ニハ立チ至」(54)ったことが報じられてい る。手工科の実施方法は、毎日放課後1時間「手 工時間」を定め、その日の需要に応ずる量の藁を 各家庭から持参させ、授業終了後に細工に取り組 ませるというものであった。作業にあたっては生 徒を組に分け、それぞれ組頭を定め、組ごとに製 作品(草履,草鞋,牛草履,鮪縄,通常の縄)を まとめて教員に提出,教員はそれを受け取り帳簿 に記入, 生徒各自に預証を付与し, その製作品は 毎月1日と26日の両日、結約している荒物商に売 り渡し、その収益金を貯蓄し学資に充てるという 方法であった。同記事には, そうした手工の功能 について次の5点あげている。

- 1. いかなる貧民の子弟でも学校に入れば学問ができること。
- 2. 金銭の貴いことを知り、片銭といえども徒費しなくなること。
- 3. 労働により書籍器械を購入できるとの観念を生ずるより独立心を養成すること。
- 4. 自分の労働によって得た書籍器械ゆえ大切にすること。
- 5. 学校に対する興味が湧き,不就学が減少し

たこと。⁽⁵⁵⁾

要するに就学奨励,労働による生徒の経済観念や独立心の育成などの教育的意義とまとめることができよう。学資貯金など手工の経済的利益を指摘する記事は少なくない。例えば第一地方部を担当した桧垣視学官の「復命書」中にも「女子に裁縫外の手工を課し,其収獲の幾分を生徒の所得として,貯蓄せしめたること」(山梨県)⁽⁵⁶⁾、「土地により小学生徒に農工の実業を課し,貯金法をも行へり」(長野県)⁽⁵⁶⁾「上都賀郡某村(戸数百三十戸)の人民は農業の暇に縄を綯ひ,草靴を作り,二千余円の学資を積みたるものあり。是蓋二宮金次郎の遺教を奉ずるに依るものならんか。」(栃木県)⁽⁵⁶⁾等の記述がみられる。

以上,1886 (明治19) 年に導入された手工科は,各県においてまず指導者養成として師範学校において実施され,試行ののち付属小学校,そして県下高等および尋常小学校へと普及が推進された。その普及程度,実施状況は地方によってかなりの相違があったが,明治20年代初頭はかなり実施されたことが教育雑誌や地方新聞等の資料を通してうかがわれた。しかし一方,手工科の廃止を伝える記事もみられる。次に手工科の廃止とその理由について考察することにする。

4. 手工科の廃止とその背景――父兄層の手工 料観と対応――

教育雑誌の学事報道中には手工科の廃止を伝え る記事もある。1887 (明治21) 年12月刊『東京茗 渓会雑誌』掲載の「長野県学事景況」では、高等 小学校の英語, 唱歌, 手工の状況を述べたなかに 「実業科ヲ試ムル為メ往々麦稗細工ヲ生徒ニ為サ シメタル学校アリシカトモ其後チ種々ノ事情ニヨ リテ漸ク之ヲ廃スルニ至レリ四肢ノ修練等ノ目的 アリテ手工科ヲ課セル学校アルヲ未ダ聞カザル 也」(57)(傍点引用者)との記述がある。また手工品 の収益金の貯金についても「文部視学官ノ奨励ニ ヨリ一郡一定ノ申シ合セヲ為シ貯金ヲ為サシムル 郡モアレド他ハ教師相互ノ間ニ議論アリテ一定セ ザルモノゝ如シ」(57)ともあり、手工による学資貯 金についても教員間に議論があったことが報じら れている。長野県において手工科を廃止するに至 った「種々ノ事情」とは一体何だったのであろう か。恐らく文脈から推して、手工科の教育的価値 が閑却され、専らその経済性のみが追求されたこ との弊害が目に余るものになっていったものと思 われる。

同じく『東京茗渓会雑誌』掲載の「栃木県学事一斑」には、小学校に実業科(農業,手工)を設けない理由について次のようにかなり詳しく報じられている。

本県ニ於テハ各高等小学校英語科ヲ加フ又唱 歌ハ各高等小学校及ヒ重モナル尋常小学校ニ 之レヲ加フ然レトモ県下ニ於テハ所謂実業科 ナル者農業手工等ハ加ハヘズ此実業科ヲ加エ ザルハ生等ノ同意スル所ナリ一体小学校ハ如 何ナル職業ニ就ク人ニモ要用欠ク可カラサル 教育ヲ施スヲ主眼トス可キ者ニシテ所謂普通 科ナル者ヲ授クルハ即チ如何ナル職業ヲ為ス ニモ之レヲシテ差支ナキ様ニナスヲ目的トス ル也故ニ普通科ヲ授クルハ実業ヲ盛ンナラシ メントスルニ外ナラズ然ルニ普通科ト実業科 トハ全ク反対ノ者ニ考フルニ不可ナリト思へ リ小学校ニ農業手工等ヲ加フレハ後来農者或 ハ工人トナル人ノ為メニハ至極便利ナレトモ 其他ノ職ニ就カントスル生徒ノ為メニハ甚タ 迷惑ト云フ可シ故ニ実業科ヲ普通科ト同様ニ 学科ニ加へ生徒一般ニ授ケントスルハ不可ニ シテ宜シク実業科ハ生徒及父兄ノ志望ニ応シ テ課外ニ教フルトカ或ハ高等小学校ノ外ニ実 業学校ヲ設クルノ制ヲ取ル可シト考ヘリ(58) (傍点引用者)

すなわち小学校は、生徒が卒業後どのような職業に就くにも、その基礎となる教育(普通教育)を施すべき所であるのに、農業科や手工科は、将来農者や工人になる者には有益であろうとも、それ以外の職業に就く者にははなはだ「迷惑」といった言い分であった。したがって実業科は生徒の志望に応じて課外に実施するか高等小学校のほかに実業学校を設置すべきと述べている。

「手工ヲ論ス」と題する次の論説も,将来職工 にならない者にとって手工は無用とする父兄の言 い分を伝えている。 想フニ我カ国ノ人民ハ末タ手工ノ必要ヲ知ラ サルノ今日ニ於テ之レヲ実地ニ行ハハ人或ハ 怪シミテ曰ハン我々ノ子弟ヲ学校ニ人レ以テ 就学セシムル所以ノモノハ知徳体ノ三教育ヲ 受ケシムルカ為メニシテ成長ノ後ハ決シテ大 エ又ハ鍛冶等ノ如キ職エトナスへキニアラス 手工ノ教授ハ実ニ無用ナリト(59) (傍点引用 者)

学校教育を子弟の卒業後の職業との関連におい てとらえる父兄層にとって, 手工科に対する父兄 の受け止め方は、父兄(家庭)の職業、社会階層 と密接に関連するものであった。その点において, 農業人口が大半を占め,職人階層が極めて少なか った当時の日本の産業構造は, 手工科受容の社会 的基盤そのものが脆弱であったことを示している と言えよう。そのうえ手工科が主として設置され ている高等小学校への職人階層子弟の就学となる と、ほとんど皆無に近かったのではなかろうかと の指摘もなされている。(60)もっとも手工科の趣旨 は「小学校教則大綱」に示されたように目や手の 練習,勤労の習慣養成などの教育的意義をもった 一般陶冶、形式陶冶的教科であり、決して職業人 養成のための教科ではなかった。しかし手工科の そうした趣旨はあまり理解されず,父兄層は専ら, 手工科を子弟の卒業後の職業と直結してとらえ, その観点から要不要を論ずる傾向があり、その点 で手工科の受容には社会階層や地域性によりかな りの相違がみられた。

「手工科を設置すべき地方」と題する『教育時論』の論説は,手工科の受容に関する地域性について言及,「生徒が学校にて学び得たる手工科の功能を,直接に顕はし得べき土地は,分業法の盛んに行はるゝ都会の地方にあらずして,分業法の行はれざる地方即漁業地方,若くは農業地方の学校に在るが如し。」(61) と,分業法の進んだ都会地よりもむしろ地方の漁業,農業地帯の方が手工科の利益があること,その理由として漁業地方においては漁網の製作修繕,染め方,農業地方においては漁網の製作修繕,染め方,農業地方においては農機具の修繕等,手工科で学んだ技術の広範な活用が期待されると述べている。一方,分業法の盛んな都会においては,「生徒の父兄たる者が,手工の必要を見ざるのみならず,或は其子女に向て懐

ける所の将来の企望に対し、全く無用の感をなす 者多きが故なるべしと思はる。」⁽⁶¹⁾ と述べている。 手工科への批判、手工科の不要視は、むしろ分業 の進んだ都会地に多かったことが指摘されている のである。

また「小学手工科に就き父兄の感情」と題する 次の記事は、実業蔑視に立っての父兄の手工科批 判を報じている。

凡そ学問と云へば我が国の習慣にて、 父兄の 観念は唯読書習字の上にのみ在りしは各地方 おしなべての有様なり。去れば世上には学問 と実業との関係を誤解し、学問を修むるは官 吏, 医師, 若くは議員となる為と思ふの父兄 も尠なからず, 之に付きての弊害は子弟自身 に迄も及び。実業は学問外のことにて何も知 らぬ者の成すべきこととなし, 国力を発達せ しむる一大資源なる実業をば, 却て擯斥し去 らんとするの傾あり、教育上の与論を喚起し て漸く実業科の萌芽を発し, 地方の小学科中 に手工科を加ふることとなり, 教育家も愈其 必要を認めて麦藁細工, 毛糸細工, 或は器具 の使用法等を教授し、処によりては養蚕科を 加へしもありて, 大に学問と実業との関係を 密接ならしめんとするに当り、思ひきや今日 は、 却て父兄の是を嫌悪するもの出来り、 授 業料を納めて子弟を修学せしむるは、 器具の 製造、養蚕の方法等を学ばしむる為ならず、 是等の科業を授けらるるは有難迷惑なりなど と, 小言を吐く者一般の景況なりといへり。 斯くては実業教育の萌芽を害すべく, 文部省 が之を奨励するの主意にも戻るなるべし。(62)

古来,および明治初期以来顕著となりつつあった実業蔑視の思想は,実業科の導入実施により徐々に変化しつつあったとはいえ依然として根強いものがあったようである。それは1891(明治23)年における「教育ニ関スル勅語」の公布による徳育重視,ヘルバルト派教育学説の支配,国民普通教育重視等の政策動向と相俟って,(63)実業科(実業教育)を小学校教育の基幹から除外していく傾向を促す結果にもなったと考えられる。

まとめと次稿の課題

以上、本稿は1891 (明治24) 年開催の北海道・ 東北6県連合学事会議における各県委員の手工科 に関する状況報告を手がかりに,教育雑誌,地方 新聞等を主資料に明治20年代前半期の手工科の普 及実施の状況について考察した。1886 (明治19) 年に初めて導入された手工科は, まず指導者養成 の意図から当初各県師範学校において実施され、 以後付属小学校, 高等小学校, 尋常小学校と順次 普及が推進された。「正課」としての実施も幾分み られたが、青森県五所川原小学校の例のように「雑 科」の名称のもとで実施されたり、正課外の形で 放課後や余暇等に子供たちが手工品の製作に携わ るなど、「正課」外を含めると実態的にはかなり実 施されていたであろうことが推察された。もちろ んその普及実施は地域の経済的・社会的状況によ りかなり相違があり、全般的には適切な指導者の 絶対的不足,施設・設備の不備等,実施のための 条件の不備は否めなかった。また当時の日本の産 業構造等, 手工教育を評価し, その成果を受容す る社会的基盤も脆弱であった。そうした状況のも と, 父兄層は, 実業蔑視思想に立って, また特に 子弟の将来の職業との関連において手工科を不要 視、批判する傾向は次第に顕著になっていった。 そうした経過を受け1891 (明治23) 年11月17日, 文部省令第10号(「随意科目等ニ関スル規則」) に おいて手工科は、尋常小学校、高等小学校いずれ においても「随意科」とされたが、(64) そうした措置 がまた手工科の廃止, 衰微傾向に拍車をかけるこ とになった。(65)

北海道・東北6県連合学事会議における各県委員の状況報告は、全国的に手工科が普及のピークを過ぎ、廃止・衰微傾向を辿りつつあった時期のものであることを押さえて置く必要があろう。とともに各県委員の報告を再度読み返してみると、東北各県とも手工科をまだ課していない現状と将来の普及への抱負が語られており、手工科の対する否定的ないし批判的なニュアンスはほとんど感じられない。農業地であり冬季は積雪地である東北においては、子どもたちが学校において、もしくは余暇に家内にあって手工品製作に取り組む実態が広くみられ、そのことの教育的、経済的な有

益性が認識されこそすれ,手工科を職人養成教科ととらえ不要視する傾向は希薄であったように思われるのである。そこに東北地方の地域性をみることができるのではなかろうか。いずれにしても地域性という視点から手工科の展開をとらえていく必要があるように思う。さらに父兄層の手工科の受容,学校観との関連で,小学校(普通教育)における手工科ないし実業教育の意味等,実業教育をめぐる論説動向等について考察する必要があるように思う。次稿の課題である。

注

- (1) 拙稿「明治10~20年代の小学校における実業科(特に農業科)の実施状況と実業教育論」(『弘前学院大学地域総合文化研究所紀要第8号』1996・8)
- (2) 手工科に関する研究は少なくない。原正敏氏の「わ が国における普通教育としての技術教育の導入につい て---1890年前後の手工科---」(『教育学研究』第31 巻第1号 1964年) は、細谷俊夫氏の先行研究等も踏 まえ手工科の導入と展開について考察した論文であ る。氏は、わが国への手工科導入のもとになった欧米 諸国の教育事情の影響に関して従来、文部省が翻訳頒 布した「技芸教育ニ係ル英国調査委員報告」の影響が 指摘されているのに対し、むしろ1885年9月にフラン スのハーブルで開かれた「小学教員万国教育会」の影 響が大きいこと、および特に手島精一の尽力が大きか ったことを指摘している。また手工科が衰退した要因 として, 手工科が学童貯金と結びつけて奨励され, 手 工教育が手内職的賃仕事に, 手工教室は製作場に, そ して学校が指物師や窯業者の徒弟養成所の如き状態に なったこと, また当時産業構造, 教員や設備の点から 手工よりも農業に重点がおかれたこと、手工を将来の 職業としても活かし得る職人、職工階層子弟の高等小 学校への就学は極めて少なかったこと, 小学校普通教 育における手工(実業)教育の真意が人々に理解され なかったこと、1891年11月、文部省令第10号により手 工科が「随意科目」とされたことなどを指摘している。 氏はまた国立教育研究所編『日本近代教育百年史9 産業教育(1)』(1974)の第二編第三章第四節「明治期に おける手工教育」も分担執筆、明治10年代末の手工教 育の導入から20年代における実施状況,挫折,その後 の復活と変容について考察している。そこでは手工科 の実践について, 東京市の赤城高等小学校の実践例が 紹介されている。手工科の普及,実施の実態に焦点を 置いた最近の論文として森下一期氏の「導入期の手工 科に関する一考察」(『名古屋大学教育学部紀要』第33 巻 1986年) と小原正男氏の「明治20年代前半におけ る小学校手工科の実態に関するノート――第3回内国 勧業博覧会の出品物を中心として――」『技術教育学研 究 第9号』名古屋大学教育学部 1994年)がある。 前者は、導入期の手工科の普及や実践の実態に関して まず1890 (明治23) 年の第三回内国勧業博覧会への生 徒の出品物の分析により全国的状況を考察し、特に手

工科(実業教育)が盛んであった石川県の実態につい て詳細に考察, 導入期の手工科は, 隆盛期がなかった わけではないが、学校種別や地域によって相違があっ たと結論づけている。後者はサブタイトルに示されて いるように第3回内国勧業博覧会への応募作品に添付 提出した審査請求の文書を主資料として, 各校の手工 科加設の目的や実施の実態について考察したものであ る。各学校では、地場産業の有無等、地域の経済的、 社会的状況を踏まえつつ, 柔軟な対応によって実業教 育の定着をはかろうとしていたのに対し, 文部省や実 業教育の啓発者たちは、欧米を範とする立場からの批 判や非難を,講演や論文等の形で加えていったことも, 手工科衰退の一因となったのではないかと指摘してい る。菅生均氏の「創設期の手工教育目的観に関する一 考察」(『熊本大学教育学部紀要 人文科学 第34号』 1985年) は、創設期=明治期の手工科の変遷の思想的 背景と, 創設期の手工教育に尽力した上原六四郎, 後 藤牧太, 手島精一, 一戸清方の手工教育目的論につい て考察している。手工科に関する論文は, 他にも多数 あるが、手工教育が盛んになる明治後期以降を考察対 象としたものが多い。

- (3) 『明治以降教育制度発達史(以下『発達史』)第二巻』 256頁
- (4) 同上書『第三巻』39頁
- (5) 同上書『第三巻』500頁
- (6) 「小学校令」第三条に「尋常小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術体操トス 土地ノ情況ニ依り体操ヲ缺クコトヲ得又日本地理日本歴史図画唱歌手エノー科目若ハ数科目ヲ加ヘテ女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得」(『発達史』第三巻』56~7頁) と規定された。
- (7)「社説 小学校ノ手工科」『教育報知』82号(明20・9・3)2頁
- (8) 『文部省第十五年報 明治二十年』「庶務ノ部」 9 頁
- (9) 『文部省第十六年報 明治二十一年』「庶務ノ部」6 頁
- (II) 「文部省ノ手工講習会」『大日本教育会雑誌』58号(明 20・6・30) 361~2頁
- (11) 「手工講習会」同上誌63号 (明20・9・17) 601~2頁
- (2) 同上603頁。なお手工講習会の模様については,以下のように他の雑誌にも掲載されている。「手工講習会」『教育報知』73号 (明20・7・2)、「手工科講習会」『教育時論』122号(明21・9・5)、「手工科講習会員」『教育報知』135号 (明21・9・8)。なお「東京府の手工講習」『教育時論』124号 (明21・9・25) は東京教育博物館講義室に於いて高等商業学校長上原六四郎を講師に開催された講習会に関する記事である。また『教育時論』124号(明21・9・25) 以下125, 127, 128, 136, 137の各号に「手工教授法 大沢彌治筆記」が連載されているが、それは7月25日から8月29日まで東京職工学校に於いて開催された講習についての上原六四郎の講述筆記である。
- (3) 「宮城県支会」『大日本教育会雑誌』65号 (明20·10·15) 699頁
- (14) 『北海道庁奥羽六県連合学事会議事録』136~7頁
- (5) 「手工料実施ノ景況」『大日本教育会雑誌』90号(明 22・9・10)769~72頁
- (16) 「学事景況 水谷兵四郎」『東京茗渓会雑誌』79号(明

- 22 · 8 · 23) 27~8頁
- (I7) 「手工科実施ノ景況」『大日本教育会雑誌』74号 (明 21・4・1) 300頁
- (18) 「手工科実施ノ景況 (前号ノ続キ)」同上誌75号 (明 21・5・1) 368頁
- (19) 同上370頁
- (20) 同上372頁
- (21) 「手工科実施ノ景況 (第七十五号ノ続キ)」同上誌77 号 (明21・7・1) 550~3頁
- (22) 同上 554~5頁
- (23) 「手工科実施ノ景況(第七十七号ノ続キ)」同上誌80 号(明21・10・1) 830~1頁
- (24) 「手工科実施ノ景況(第八十号ノ続キ)」同上誌82号 (明22・1・10) 83~4頁
- (25) 「手工科実施ノ景況(第八十二号ノ続キ)」同上誌83 号(明22・2・10) 165頁
- (26) 注(23)と同じ833~4頁
- (27) 注(17)と同じ
- (28) 注(14)掲出書138~9頁
- (29) 『教科教育百年史』建帛社 413頁
- (30) 「福島県学事」『大日本教育会雑誌』67号 (明20·11· 17) 764頁
- (31)「在福島県木下邦昌君来翰」『東京茗渓会雑誌』68号 (明21・9・20)60頁
- (32) 「東北土産第二。在東京中条澄清」『教育報知』119号 (明21・5・19) 9 頁
- (33) 「東北巡回抜要」同上誌42号(明19·10·21) 16頁
- (34) 「手芸教場」 『教育時論』 50号 (明19・9・5) 24頁
- (35) 「石見邇摩郡教育近況」同上誌63号 (明20・1・15) 28頁
- (36) 「神奈川県学事景況 甫守謹吾」同上誌78号 (明22・7・20) 34~5 頁
- (37) 「鹿児島県尋常師範学校並ニ県下教育ノ概況(宮地欣吉)」『東京茗渓会雑誌』108号(明25・1・20)39頁
- (38) 「大島郡ノ学事并風俗 会員 丸山徳三寄稿」同上誌 148号(明28・5・20)23頁
- (39) 「北津軽郡学事会概況」『大日本教育会雑誌』67号(明 20・11・17) 765頁
- (40) 「小学校の手工科」『東奥日報』25号(明22・2・5) 2 面
- (41) 「五所川原尋常小学校」同上紙57号 (明22・3・15) 2 前
- (位)「小学校の雑科」『教育時論』86号(明20・9・5)30~31頁。なお、この雑科に関して郡司篤則は、「小学教育ハ実用的ナラザル可ラズ」(『教育時論』96号明20・12・15)との論説において、「小学校ニテ生徒ニ雑科ヲ教ユルハ誠ニ緊要カト考ヘラルル也尤モ近比群馬県尋常師範学校付属小学ニ於テハ己ニ雑科を授ケラルルトカ聞ケリ誠ニ能キ思付キト云フベシ何卒各小学校ニテモ課業ノ余暇ニテモ雑科ヲ教授セラルル様致シ度キモノ也」(13頁)と述べている。
- (43) 「私立弘前教育会」『東奥日報』199号(明22・9・25) 2面
- (4) 「学芸品展覧会の模様」同上紙504号(明23・10・15) 2 面。なお同記事は『青森県教育史第三巻』549頁にも 掲載されている。
- (45) 「学芸品展覧会」『秋田魁新報』769号 (明24・8・29)

2面

- (46)「教育品展覧会」『教育時論』14号(明18・9・5) 13頁
- (47) 「教育品評会」同上誌89号(明20·10·5)28頁
- (48) 「実業科設置の計画」『教育報知』50号(明20・1・ 15) 5 頁
- (49) 「生徒製作品展覧会」『教育時論』60号(明19・12・ 15) 26頁
- (50) 「小学生徒製作品展覧会」同上誌73号(明20·4·25) 24頁
- (51) 「石川県江沼郡大聖寺通信」『大日本教育会雑誌』67 号(明20・11・17) 766~7頁
- (52) 「石川県近報」『教育時論』94号 (明20・11・25) 28 百
- (3) 「久保視学官ノ第四回復命書。(承前)」『大日本教育 会雑誌』72号(明21・2・1)148頁
- (54) 「平倉簡易小学ニ於ケル藁細工」『岩手学事彙報』162号(明22・8・15) 13頁
- (55) 同上15頁
- (56) 「檜垣視学官の復命書摘要」『教育時論』130号(明21・11・25) 24~5 頁
- (57) 「長野県学事景況(前号ノ続キ)」『東京茗渓会雑誌』 71号(明21・12・20) 33~4頁
- (58) 「栃木県学事一斑 会員 根本丑松」同上誌87号(明 23・4・20) 20~21頁

- (59) 「手工ヲ論ス 浅井得次郎」『教育時論』94号(明20・11・25) 9頁
- (60) 注(2)揭出原正敏論文。
- (61) 「手工科を設置すべき地方」『教育時論』260号(明25・7・5) 10~11頁
- (62) 「小学手工科に就き父兄の感情」同上誌172号(明23・ 1・25) 24頁
- (63) 『日本近代教育史事典』(平凡社)には、手工科について「(明治…引用者注)20年代初頭は一時盛りあがりをみせたが(特に石川県など)、一般には職業教育と混同されたこと、製品販売による経済的利益のみが追求されたこと、いたずらに高度な技術のみを競い、多くの学校現場では指導者と施設設備に欠けていたこと、明治24年の「教則大綱」で随意科目に位置づけられ、ヘルバルト派の人文的教育学説の道徳的品性陶冶論が唱導されてきたことも手伝って、同25年頃にはほとんど省みられなくなった。」(368頁)と述べられている。
- 64 「第一条尋常小学校ノ教科目中体操,日本地理,日本歴史,図画,唱歌,手工及裁縫ハ随意科目トナスコトヲ得第二条高等小学校ノ教科目中外国地理,唱歌,幾何ノ初歩,外国語,農業,商業及手工ハ随意科目トナスコトヲ得」『発達史 第三巻』93頁
- (65) 注(2)揭出原正敏論文。

(1996年11月18日稿了)